

総量削減計画新旧対照表

第9次総量削減計画（案）	第8次総量削減計画																																				
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (埼玉県)	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (埼玉県)																																				
<p>この総量削減計画は、東京湾の水質の改善を目的として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、<u>令和4年1月24日</u>付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>この総量削減計画は、東京湾の水質の改善を目的として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、<u>平成28年9月30日</u>付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</p>																																				
1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量	1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量																																				
<p>上記の基本方針に基づき、<u>令和6年度</u>を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">表1 発生源別の削減目標量</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">削減目標量 (トン／日)</th> <th style="text-align: center;">(参考) 令和元年度における量 (トン／日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td><td style="text-align: center;"><u>39</u></td><td style="text-align: center;"><u>42</u></td></tr> <tr> <td>産業排水</td><td style="text-align: center;"><u>11</u></td><td style="text-align: center;"><u>11</u></td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: center;"><u>5</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: center;"><u>55</u></td><td style="text-align: center;"><u>58</u></td></tr> </tbody> </table>	表1 発生源別の削減目標量				削減目標量 (トン／日)	(参考) 令和元年度における量 (トン／日)	生活排水	<u>39</u>	<u>42</u>	産業排水	<u>11</u>	<u>11</u>	その他	<u>5</u>	<u>5</u>	合計	<u>55</u>	<u>58</u>	<p>上記の基本方針に基づき、<u>平成31年度</u>を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">表1 発生源別の削減目標量</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">削減目標量 (トン／日)</th> <th style="text-align: center;">(参考) 平成26年度における量 (トン／日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td><td style="text-align: center;"><u>42</u></td><td style="text-align: center;"><u>46</u></td></tr> <tr> <td>産業排水</td><td style="text-align: center;"><u>13</u></td><td style="text-align: center;"><u>13</u></td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: center;"><u>4</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: center;"><u>59</u></td><td style="text-align: center;"><u>63</u></td></tr> </tbody> </table>	表1 発生源別の削減目標量				削減目標量 (トン／日)	(参考) 平成26年度における量 (トン／日)	生活排水	<u>42</u>	<u>46</u>	産業排水	<u>13</u>	<u>13</u>	その他	<u>4</u>	<u>4</u>	合計	<u>59</u>	<u>63</u>
表1 発生源別の削減目標量																																					
	削減目標量 (トン／日)	(参考) 令和元年度における量 (トン／日)																																			
生活排水	<u>39</u>	<u>42</u>																																			
産業排水	<u>11</u>	<u>11</u>																																			
その他	<u>5</u>	<u>5</u>																																			
合計	<u>55</u>	<u>58</u>																																			
表1 発生源別の削減目標量																																					
	削減目標量 (トン／日)	(参考) 平成26年度における量 (トン／日)																																			
生活排水	<u>42</u>	<u>46</u>																																			
産業排水	<u>13</u>	<u>13</u>																																			
その他	<u>4</u>	<u>4</u>																																			
合計	<u>59</u>	<u>63</u>																																			

（備考）下線を付した部分を変更。

(2) 硝素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン／日)	(参考) 令和元年度における量 (トン／日)
生活排水	<u>3 1</u>	<u>3 3</u>
産業排水	5	<u>4</u>
その 他	1 1	1 1
合計	<u>4 7</u>	<u>4 8</u>

(2) 硝素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン／日)	(参考) 平成26年度における量 (トン／日)
生活排水	<u>3 4</u>	<u>3 5</u>
産業排水	5	<u>5</u>
その 他	1 1	1 1
合計	<u>5 0</u>	<u>5 1</u>

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン／日)	(参考) 令和元年度における量 (トン／日)
生活排水	2. 4	<u>2. 5</u>
産業排水	0. 5	<u>0. 4</u>
その 他	0. 3	<u>0. 4</u>
合計	3. 2	<u>3. 3</u>

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン／日)	(参考) 平成26年度における量 (トン／日)
生活排水	2. 4	<u>2. 6</u>
産業排水	0. 5	<u>0. 5</u>
その 他	0. 3	<u>0. 3</u>
合計	3. 2	<u>3. 4</u>

(注) 生活排水とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出されるものをいう。（下水道を通じて排出されるものを含む。）

産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であって、公共用水域に排出されるものをいう。（下水道を通じて排出されるものを含む。）

その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

2 削減目標量の達成の方途

（1）生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るために、汚濁負荷量の全体に占める割合が大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、埼玉県生活排水処理施設整備構想等に基づき、市町村等と協力しながら下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を促進する。また、排水処理の高度化及び処理施設の適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進する。加えて再生水の利用を推進する。

なお、指定地域における行政人口及び削減目標量達成のために想定される処理人口は、表4のとおりとする。

表4 削減目標量達成のために想定される処理人口等

年度	指定地域における行政人口（千人）	指定地域における処理人口（千人）
6	7, 065	6, 570

(注) 生活排水とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出されるものをいう。（下水道を通じて排出されるものを含む。）

産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であって、公共用水域に排出されるものをいう。（下水道を通じて排出されるものを含む。）

その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

2 削減目標量の達成の方途

（1）生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るために、汚濁負荷量の全体に占める割合が大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、埼玉県生活排水処理施設整備構想等に基づき、市町村等と協力しながら下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を促進する。また、排水処理の高度化及び処理施設の適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進する。

なお、指定地域における行政人口及び生活排水処理施設の整備に係る処理人口は、表4のとおりとする。

表4 生活排水処理施設の整備に係る処理人口等

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
31	7, 041	6, 379 (うち下水道の整備に係る人口は5, 727、浄化槽等の整備に係る人口は652)

ア 下水道の整備等

下水道事業は、流域下水道及び市町村等の単独公共下水道によって進められている。

流域下水道については、令和元年度末時点で、指定地域内において7流域下水道で供用している。また、単独公共下水道についても、令和元年度末時点で15市町において供用している。

引き続き、荒川・中川流域別下水道整備総合計画等を踏まえ、下水道の整備を進める。

下水道終末処理場については、適正な維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。また、窒素及びりんの除去を目的とした高度処理については、令和元年度末時点で、流域下水道の8終末処理場全てで導入されている。運転管理の工夫により窒素又はりんを削減する処理（段階的高度処理）の導入をしていいる流域下水道の終末処理場については、施設更新に併せて施設の高度処理化を進める。

イ 净化槽の整備等

既設の単独処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、合併処理浄化槽の適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

ウ 農業集落排水施設の維持管理等

農業集落排水施設については、令和元年度末時点で、指定地域内において24市町144地区で設置されており、処理施設の適正な維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

ア 下水道の整備等

下水道事業は、流域下水道及び市町村等の単独公共下水道によって進められている。

流域下水道については、平成26年度末時点で、指定地域内において7流域下水道で供用している。また、単独公共下水道についても、平成26年度末時点で15市町において供用している。

引き続き、社会資本整備重点計画等を踏まえ、表4に掲げる処理人口を目標として下水道の整備を進める。

下水道終末処理場については、適正な維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。また、窒素及びりんの除去を目的とした高度処理については、平成26年度末時点で、5終末処理場で導入されている。高度処理が導入されていない施設については、既存施設の設備改良等及び運転管理の工夫により窒素又はりんを削減する処理（段階的高度処理）の導入を推進する。

イ 净化槽の整備等

既設の単独処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、合併処理浄化槽の適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

ウ 農業集落排水施設の整備等

農業集落排水施設については、平成26年度末時点で、指定地域内において22市町108地区で設置されており、引き続き整備を進める。

また、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

エ その他施設の維持管理等

コミュニティ・プラントについては、令和元年度末時点で、指定地域内において1市1施設があり、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく整備を進め、令和元年度末時点で、指定地域内において17市町及び12の一部事務組合で34施設が設置されており、このうち24施設で高度処理が導入されている。また、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

オ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町村と協力し、家庭においてできる生活排水対策についての普及及び啓発を行うとともに、生活排水対策重点地域に指定された地域については、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

また、下水道整備地域においても、家庭においてできる生活排水対策の普及及び啓発を行い、下水道終末処理場に流入する汚濁負荷量の低減に努める。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、使用原材料、処理工程、排水処理方式、排水水質の実態及び排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに総量規制基準を定め、立入検査等を行い、総量規制基準の遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

総量規制基準の算定に係る濃度については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第135号）並びにりん含有量についての

エ その他施設の維持管理等

コミュニティ・プラントについては、平成26年度末時点で、指定地域内において2市2施設があり、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく整備を進め、平成26年度末時点で、指定地域内において17市町及び13の一部事務組合で34施設が設置されており、このうち27施設で高度処理が導入されている。また、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

オ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町村と協力し、家庭においてできる生活排水対策についての普及及び啓発を行うとともに、生活排水対策重点地域に指定された地域については、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

また、下水道整備地域においても、家庭においてできる生活排水対策の普及及び啓発を行い、下水道終末処理場に流入する汚濁負荷量の低減に努める。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、使用原材料、処理工程、排水処理方式、排水水質の実態及び排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに総量規制基準を定め、立入検査等を行い、総量規制基準の遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

総量規制基準の算定に係る濃度については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第135号）並びにりん含有量についての

総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年環境省告示第136号)により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例(昭和46年埼玉県条例第61号)、埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)及びさいたま市生活

環境の保全に関する条例(平成20年さいたま市条例第46号)に基づく排水規制の対象となっているものについては、立入検査等を行い、排水処理施設の維持管理の徹底の指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

その他の事業場等については、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)等に基づき、排出水の特性等に関し、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 事業者に対する周知等

事業者に対しては、研修会等を通じて本計画の趣旨及び内容の周知に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための一層の理解と協力を要請する。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年環境省告示第136号)により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例(昭和46年埼玉県条例第61号)、埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)及びさいたま市生活

環境の保全に関する条例(平成20年さいたま市条例第46号)に基づく排水規制の対象となっているものについては、立入検査等を行い、排水処理施設の維持管理の徹底の指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

その他の事業場等については、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)等に基づき、排出水の特性等に関し、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 事業者に対する周知等

事業者に対しては、研修会等を通じて本計画の趣旨及び内容の周知に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための一層の理解と協力を要請する。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等に基づき、施肥量の適正化等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに、堆肥の高品質化やその広域流通及びエネルギー利用を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

（4）教育、啓発等

ア 広報活動

汚濁負荷量の削減を進めるためには、関係市町村はもとより、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、県民及び事業者に対して自治体の広報紙やホームページ等により、本計画の趣旨及び内容の周知に努める。

また、これらの普及及び啓発等をより効果的に進めるため、東京湾再生推進会議及び九都県市首脳会議環境問題対策委員会における各種取組により、東京湾流域の自治体及び関係省庁との連携を図る。

イ 環境学習の推進

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等に基づき、施肥量の適正化等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理等を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

（4）教育、啓発等

ア 広報活動

汚濁負荷量の削減を進めるためには、関係市町村はもとより、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、県民及び事業者に対して自治体の広報紙やホームページ等により、本計画の趣旨及び内容の周知に努める。

また、これらの普及及び啓発等をより効果的に進めるため、東京湾再生推進会議及び九都県市首脳会議環境問題対策委員会における各種取組により、東京湾流域の自治体及び関係省庁との連携を図る。

イ 環境学習の推進

<p>県民による自主的な環境学習等が円滑に行われるよう学習の機会、教材等を整備することにより、水環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水環境保全に対する正しい知識が得られるよう、水環境保全意識の普及及び啓発に努める。</p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 河川環境の改善 底質汚泥による河川の水環境の悪化を防止するため、必要に応じてしゅんせつを行う。</p> <p>(2) 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質及び流量を監視する。また、指定地域内事業場に対する立入検査等の実施及びその他の発生源に対する指導等により、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。</p> <p>(3) 調査研究の推進 本計画の目標を達成するため、水環境の保全に関する調査研究を引き続き実施し、水質改善のための技術開発及び普及に努める。</p> <p>(4) 中小企業への支援 中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する<u>財政的支援</u>及び技術指導に努め、排水処理施設の整備等を促進する。</p>	<p>県民による自主的な環境学習等が円滑に行われるよう学習の機会、教材等を整備することにより、水環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水環境保全に対する正しい知識が得られるよう、水環境保全意識の普及及び啓発に努める。</p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 河川環境の改善 底質汚泥による河川の水環境の悪化を防止するため、必要に応じてしゅんせつを行う。</p> <p><u>また、これまでに整備した河川直接浄化施設及び浄化導水施設等を適切に運用することにより、河川の水質改善及び流量の確保に努める。</u></p> <p>(2) 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質及び流量を監視する。また、指定地域内事業場に対する立入検査等の実施及びその他の発生源に対する指導等により、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。</p> <p>(3) 調査研究の推進 本計画の目標を達成するため、水環境の保全に関する調査研究を引き続き実施し、水質改善のための技術開発及び普及に努める。</p> <p>(4) 中小企業の助成措置等 <u>中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する資金の助成</u>及び技術指導に努め、排水処理施設の整備等を促進する。</p>
--	---